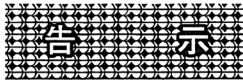


附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。

警 務 課



長野県告示第 79 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 6 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 施行者の名称
岡谷市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岡谷都市計画下水道事業 岡谷市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和 50 年 1 月 9 日から
令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第 80 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 6 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 施行者の名称
諏訪市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
諏訪都市計画下水道事業 諏訪市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和 49 年 3 月 11 日から
令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第 81 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 6 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 施行者の名称
小諸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- 小諸都市計画下水道事業
小諸市公共下水道（小諸処理区）
- 3 事業施行期間
昭和59年2月6日から
令和11年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
小諸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小諸都市計画下水道事業
小諸市公共下水道（和田西処理区）
- 3 事業施行期間
平成13年10月5日から
令和11年3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

水道・生活排水課

長野県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
辰野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
辰野都市計画下水道事業 辰野町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和63年4月14日から
令和12年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
昭和63年長野県告示第311号、平成4年長野県告示第222号、平成8年長野県告示第768号、平成9年長野県告示第567号、平成12年長野県告示第468号、平成18年長野県告示第138号、平成24年長野県告示第176号、平成30年長野県告示第109-1号、令和2年長野県告示第115号の事業地のうち、大字伊那富字北原地内において事業地を変更する。

水道・生活排水課

長野県告示第84号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡小谷村大字千国字梨平乙7735の1、乙7741の1、乙7741の2、字小平乙7654の1
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第85号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、栄村（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
栄村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県木曽建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月6日

長野県木曽建設事務所長 片桐 剛

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津川田立線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曽郡南木曽町田立2155番の7地先から 木曽郡南木曽町田立1288番の11地先まで	旧	m 4.5 ～ 30.8	km 0.6639
木曽郡南木曽町田立2094番の4地先から 木曽郡南木曽町田立2106番の3地先まで		10.0 ～ 40.2	0.2130
木曽郡南木曽町田立2155番の7地先から 木曽郡南木曽町田立1288番の11地先まで	新	4.5 ～ 30.8	0.6639
木曽郡南木曽町田立2094番の4地先から 木曽郡南木曽町田立1288番の11地先まで		10.0 ～ 40.2	0.5430

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月6日

長野県大町建設事務所長 竹 内 浩 平

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大町明科線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市社6722番の5地先から 大町市社5891番の9地先まで	旧	m 8.8 ～ 28.9	km 0.2751
同 上	新	10.8 ～ 30.4	0.2751

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上生坂信濃松川停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡池田町大字会染773番の13地先から 北安曇郡池田町大字会染24071番の3地先まで	旧	m 7.4 ～ 14.0	km 0.4100
同 上	新	8.2 ～ 30.2	0.4100

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月6日

長野県諏訪建設事務所長 胡 桃 敏 成

- 1 路線名 岡谷茅野線
- 2 供用を開始する区間
諏訪市大字湖南1577番の2地先から
諏訪市大字中洲字湯田258番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年3月6日

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月6日

長野県木曽建設事務所長 片 桐 剛

- 1 路線名 中津川田立線
- 2 供用を開始する区間
木曽郡南木曽町田立2094番の4地先から
木曽郡南木曽町田立1288番の11地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年3月9日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年3月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月6日

長野県大町建設事務所長 竹 内 浩 平

- 1 (1) 路線名 大町明科線
- (2) 供用を開始する区間
大町市社6722番の5地先から
大町市社5891番の9地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月6日
- 2 (1) 路線名 上生坂信濃松川停車場線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡池田町大字会染773番の13地先から
北安曇郡池田町大字会染24071番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月6日

道路管理課